



四国税理士会報

第461号

2024.7.10

●発行所／四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人／浜崎 友二
●編集人／秋山 千枝
●ホームページ／<https://www.shikoku-zei.or.jp>



徳島市小松海水浴場

撮影者 森内 昭男（徳島支部）

主な記事

定期総会特集
全議案を提案どおり可決！



あなたの暮らしのそばにいる
四国税理士会



ホームページの QR コードはこちら



来賓祝辞 高松国税局長

第68回 定期総会



来賓祝辞 愛媛県知事（代理 副知事）



来賓祝辞 松山市長（代理 参与）



来賓祝辞 日税連会長（代理 副会長）



表彰状の授与（会員表彰）



表彰状の授与（委員表彰）



表彰状の授与（支部表彰）

スナップ



定期総会出席のご来賓



開会の辞を述べる金子副会長



閉会の辞を述べる二川副会長



賛成多数で可決



高松国税不服審判所長による乾杯



アトラクションは、MOGA 野球拳



◇定期総会記念ゴルフ大会◇

団体戦は香川県が優勝！



（奥道後ゴルフクラブ）

定期総会記念ゴルフ大会が6月21日、奥道後ゴルフクラブにおいて開催され、95名の参加者が日頃の腕を競いました。

当日は、フェアウェイ、グリーンともに最高のコンディションのもとでハイレベルの戦いが繰り広げられました。参加者は全員力を出し切って気持ち良くプレーを楽しむことができ、日頃のストレス解消と親睦を図ることができました。

競技終了後、クラブハウスで懇親会並びに成績発表があり、そのプレーを振り返りながら、それぞれの思い出を胸に散会しました。

大会の成績は下記のとおりで、個人優勝は宇和島支部の土居篤志会員が獲得し、団体の部では、香川県チームが優勝を飾りました。

団体戦（上位4名のグロス合計）

| 優勝 香川県 | | 準優勝 愛媛県 | | 3位 徳島県 | | 4位 高知県 | |
|--------|-----|---------|-----|--------|-----|--------|-----|
| 藤本 正義 | 81 | 石村 重義 | 83 | 森内 昭男 | 81 | 小川 博行 | 84 |
| 佐藤 佳文 | 81 | 田鍋 達弥 | 84 | 吉田 康 | 85 | 三橋 聖人 | 86 |
| 鎌土 繁孝 | 82 | 土居 篤志 | 84 | 小田 昇司 | 89 | 折戸 正一 | 88 |
| 中林 孝司 | 86 | 松田 真 | 84 | 日下 雅史 | 89 | 北添 隆広 | 92 |
| 計 | 330 | 計 | 335 | 計 | 344 | 計 | 350 |

個人成績

| 順位 | 氏名 | グロス | H.C. | ネット |
|----|-----------|-----|------|------|
| 1 | 土居 篤志（愛媛） | 84 | 14.4 | 69.6 |
| 2 | 日下 雅史（徳島） | 89 | 18.0 | 71.0 |
| 3 | 森内 昭男（徳島） | 81 | 9.6 | 71.4 |
| 4 | 田鍋 達弥（愛媛） | 84 | 12.0 | 72.0 |
| 5 | 小田 昇司（徳島） | 89 | 16.8 | 72.2 |



個人優勝の土居篤志会員



団体戦は香川県チームが優勝

税の広場

令和6年4月から自動ダイレクト(e-Tax 新機能)が始まりました!

○ 自動ダイレクトとは

e-Tax の申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目が表示されるので、チェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続をすることができる機能です。自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限となります。

なお、法定納期限に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日に口座引落しされます。



○ 利用条件

次のすべての条件に該当する場合に利用できます。

- ・ 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- ・ 法定納期限内に申告手続をする場合

※ 申請等により申告期限を延長している方など利用できない場合があります。

詳しくは「自動ダイレクト Q & A」をご覧ください。



○ 利用に当たっての注意事項

▶ 納税額の上限について

法定納期限当日に申告手続をする場合、原則として、納税額が下表の額を超えると自動ダイレクトを利用できませんのでご注意ください。

● 納税額の上限

| 法定納期限当日に申告手続をする日 | 納税額 |
|-------------------------|-----------|
| 令和6年4月1日～ 令和8年3月31日 | 1,000万円以下 |
| 令和8年4月1日～ 令和10年3月31日 | 3,000万円以下 |
| 令和10年4月1日以降 | 1億円以下 |

※1 ご利用の金融機関のダイレクト納付利用可能額が上表よりも低い額となる場合は、その額となります。

2 金融機関毎のダイレクト納付利用可能額は国税庁ホームページをご覧ください。

